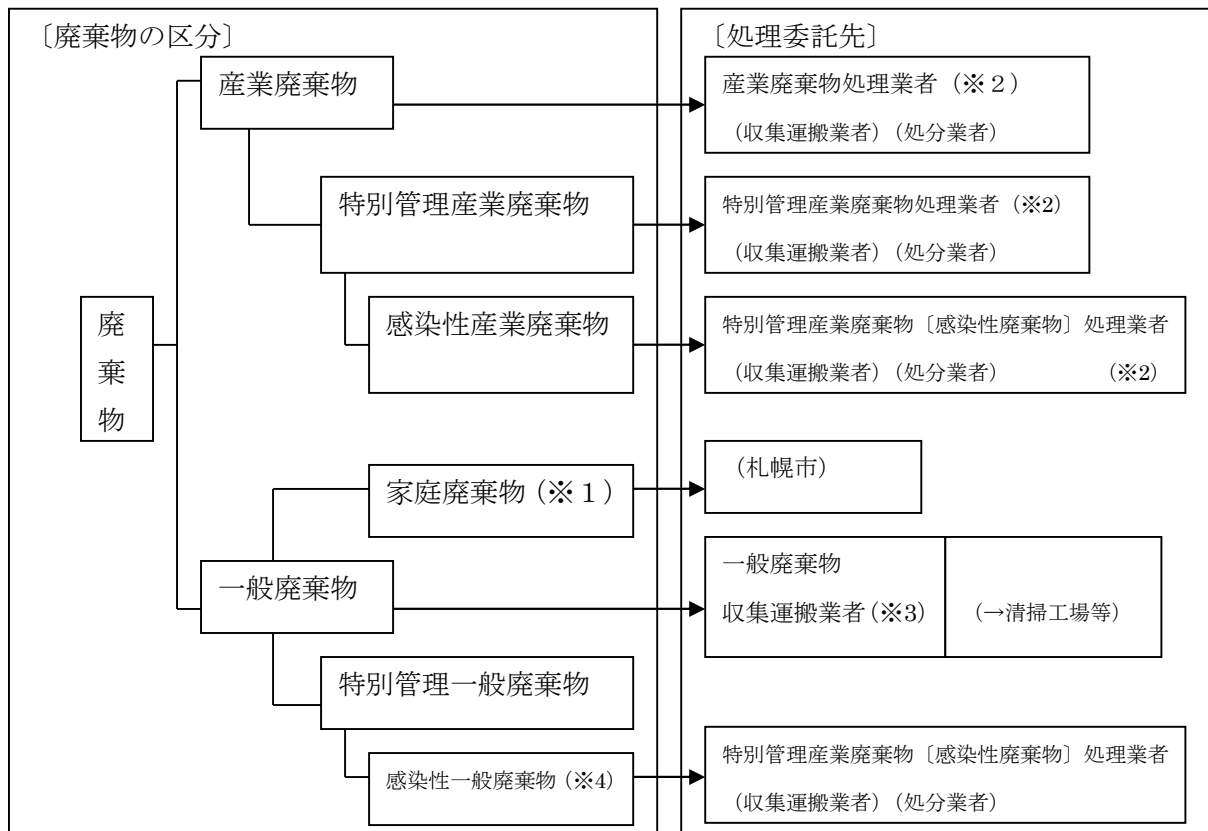


2 参 考 资 料

事業系廃棄物の処理体系（札幌市）

〈廃棄物の区分と処理委託先について〉

（感染性廃棄物処理マニュアルP 8 参照）



※ 1 患者が家庭で使用した注射針等

札幌市では、患者が家庭で使用した注射針は、ごみステーションに出せないものに指定し、かかりつけの医療機関等にお持ちいただくよう広報しております。このことについてご協力いただくとともに、患者さんに周知をお願いします。

※ 2 札幌市処理業者（許可業者）名簿について

- ・ ホームページで名簿を検索できます。

（HPアドレス http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/sanhai_meibo/sanhai_meibo.html）

- ・ 市役所本庁舎 13F で閲覧できます。（問合先：事業廃棄物課 TEL211-2927）

※ 3 一般廃棄物収集運搬業の許可業者

- ・ 一般財団法人札幌市環境事業公社（TEL219-5353）

一般廃棄物の中に、使用済みの注射針や点滴パックなどの感染性廃棄物が混入し、収集・選別作業時に針刺し等の事故が発生しています。感染性廃棄物や産業廃棄物との分別排出の徹底をお願いします。

※ 4 感染性一般廃棄物

感染性一般廃棄物の処理を委託する場合は、特別管理産業廃棄物〔感染性産業廃棄物〕処理業者に処理委託してください。（札幌市は感染性一般廃棄物の処理を行っていません。）

感染性一般廃棄物の処理については、特別管理産業廃棄物〔感染性産業廃棄物〕処理業者が、収集運搬・処分することができることとなっています。（廃棄物処理法第 14 条の 4 第 17 項）

事業者の廃棄物処理の責任について

1 排出事業者の処理責任

排出事業者は、廃棄物処理法に基づき、事業活動に伴う廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。（自らの責任の下で、処理を他人に適正に委託することを含む。）

2 排出事業者の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理責務一覧

項目	内容	条文	マニュアル参照頁
1	処理基準の遵守	産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の運搬又は処分を行うときは処理基準を遵守すること。	法第 12 条第 1 項 法第 12 条の 2 第 1 項 P 17（第 4 章） P 36（第 6 章）
2	保管基準の遵守	産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）を保管するときは、保管基準に従い生活環境の保全上支障のないように保管すること。	法第 12 条第 2 項 法第 12 条の 2 第 2 項 P 19（第 4 章） P 36（第 6 章）
3	委託基準の遵守	収集運搬又は処分を委託するときは、委託基準に従い処理業者等に委託すること。 （事前に委託契約を締結すること等。）	法第 12 条第 5 項、6 項 法第 12 条の 2 第 5 項、6 項 P 23（第 5 章）
4	産業廃棄物管理票	産業廃棄物管理票を交付すること等。	法第 12 条の 3 P 28（第 5 章）
		産業廃棄物管理票の交付者は、交付後 90 日（特別管理産業廃棄物にあつては 60 日、中間処理を経由するときの最終処分の終了報告は、最初の交付から 180 日以内）以内に管理票の写しの送付を受けないときや、必要な事項が記載されていないとき、虚偽の記載があるときは、速やかに市長に報告すること。	法第 12 条の 3 第 8 項 P 28（第 5 章） (様式 P 88～91)
5	帳簿の作成	特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、帳簿を備え、処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。	法第 12 条の 2 第 14 項 （環境省令＝施行規則第 8 条の 18） P 15（第 3 章） 記載事項等（P 74）
6	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の作成等	多量産業廃棄物（前年度の発生量が 1,000 t 以上）、多量特別管理産業廃棄物（前年度の発生量が 50 t 以上）を生ずる事業場を設置している事業者は、毎年、市長に産業廃棄物の減量化等に関する計画及び実施状況報告を提出すること。	法第 12 条第 9 項、10 項 法第 12 条の 2 第 10 項、11 項 P 12（第 3 章）
7	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	事業場毎に必要な資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を設置すること。	第 12 条の 2 第 8 項、9 項 P 12（第 3 章）
	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等の報告	特別管理産業廃棄物管理責任者を設置又は変更したときは、30 日以内に市長に報告すること。	札幌市条例施行規則第 37 条 (様式 P 81)
8	産業廃棄物管理票交付等状況報告	産業廃棄物管理票交付等状況報告書を毎年 6 月 30 日までに、前年度の manifests の交付等の状況に関し、市長に報告すること。	第 12 条の 3 第 7 項 P 28（第 5 章） (様式 P 82、83)
法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 札幌市条例施行規則：札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則			

○帳簿の記載事項

特別管理産業廃棄物を排出する事業者の帳簿（施行規則第8条の18）

区 分	記 載 す べ き 事 項
運 搬	① 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 ② 運搬年月日 ③ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ④ 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処 分	① 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 ② 処分年月日 ③ 処分方法ごとの処分量 ④ 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

※1 帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における事項について記載を終了していること。

※2 帳簿は1年ごとに閉鎖すること。

※3 帳簿は閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。

廃棄物処理法に基づく罰則と行政処分

1 罰則

法25条 5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金、又はこの併科

1項	1号	無許可営業	7条(1項、6項) 14条(1項、6項) 14条の4(1項、6項)	許可を受けず、一般廃棄物収集運搬業・処分業を行った者。 許可を受けず、産業廃棄物収集運搬業・処分業を行った者。 許可を受けず、特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業を行った者。
	2号	不正の手段による許可取得	7条(1項、6項) 7条(2項、7項) 14条(1項、6項) 14条(2項、7項) 14条の4(1項、6項) 14条の4(2項、7項)	不正の手段により、一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可を受けた者。 " 許可の更新を受けた者。 不正の手段により、産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可を受けた者。 " 許可の更新を受けた者。 不正の手段により、特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可を受けた者。 " 許可の更新を受けた者。
	3号	無許可変更	7条の2(1項) 14条の2(1項) 14条の5(1項)	許可を受けず、一般廃棄物収集運搬業・処分業者が事業の範囲を変更した者。 許可を受けず、産業廃棄物収集運搬業・処分業者が事業の範囲を変更した者。 許可を受けず、特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業者が事業の範囲を変更した者。
	4号	不正の手段による事業範囲変更許可取得	7条の2(1項) 14条の2(1項) 14条の5(1項)	不正の手段により、一般廃棄物収集運搬業・処分業の変更許可を受けた者。 不正の手段により、産業廃棄物収集運搬業・処分業の変更許可を受けた者。 不正の手段により、特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業の変更許可を受けた者。
	5号	事業停止命令違反	7条の3 14条の3 14条の6	一般廃棄物収集運搬業者・処分業者が事業停止命令等に違反した者。 産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が事業停止命令等に違反した者。 特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が事業停止命令等に違反した者。
		措置命令違反	17条の2(3項) 19条の4(1項) 19条の4の2(1項) 19条の5(1項) 19条の6(1項)	生活環境保全上の支障の除去等に係る措置命令に従わない者。 " " " "
	6号	委託基準違反	6条の2(6項) 12条(5項) 12条の2(5項)	一般廃棄物の処理の委託基準に違反した者。 産業廃棄物の処理の委託基準に違反した者。 特別管理産業廃棄物の処理の委託基準に違反した者。
	7号	名義貸しの禁止違反	7条の5 14条の3の3 14条の7	一般廃棄物収集運搬業者・処分業者が自己の名義をもって他人に一般廃棄物収集運搬業・処分業を行わせた者。 産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が自己の名義をもって他人に産業廃棄物収集運搬業・処分業を行わせた者。 特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が自己の名義をもって他人に特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業を行わせた者。
	8号	処理施設無許可設置	8条(1項) 15条(1項)	許可を受けず、一般廃棄物処理施設を設置した者。 許可を受けず、産業廃棄物処理施設を設置した者。
	9号	不正の手段による処理施設の設置許可の取得	8条(1項) 15条(1項)	不正の手段により、一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた者。 不正の手段により、産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者。
	10号	処理施設構造・規模無許可変更	9条(1項) 15条の2の6(1項)	許可を受けず、一般廃棄物処理施設の構造・規模等の変更を行った者。 許可を受けず、産業廃棄物処理施設の構造・規模等の変更を行った者。
	11号	不正の手段による処理施設の変更許可の取得	9条(1項) 15条の2の6(1項)	不正の手段により、一般廃棄物処理施設の構造・規模等の変更許可を受けた者。 不正の手段により、産業廃棄物処理施設の構造・規模等の変更許可を受けた者。
	12号	無確認輸出	10条(1項) 15条の4の7(1項)	一般廃棄物を環境大臣の確認を受けずに輸出した者。 産業廃棄物を環境大臣の確認を受けずに輸出した者。
	13号	受託禁止違反	14条(15項) 14条の4(15項)	許可を受けず、産業廃棄物の収集運搬・処分を受託した者。 許可を受けず、特別管理産業廃棄物の収集運搬・処分を受託した者。
	14号	不法投棄	16条	廃棄物をみだりに捨てた者。
	15号	不法焼却	16条の2	法第16条の2各号の方法によらず、廃棄物を焼却した者。
16号	指定有害廃棄物処理禁止違反	16条の3	指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者。	
2項	第1項第12号、14号及び15号の行為の未遂	10条(1項) 15条の4の7(1項) 16条、16条の2	廃棄物の無確認輸出、不法投棄及び不法焼却に着手した者。	

法 26 条 3 年以下の懲役、若しくは 300 万円以下の罰金、又はこの併科

1 号	委託基準違反	6 条の 2 (7 項) 12 条(6 項) 12 条の 2 (6 項)	一般廃棄物の処理の委託基準に違反した者。 産業廃棄物の処理の委託基準に違反した者。 特別管理産業廃棄物の処理の委託基準に違反した者。
	再委託禁止違反	7 条(14 項) 14 条(16 項) 14 条の 4 (16 項)	一般廃棄物収集運搬業者・処分業者が他人に収集運搬・処分を委託した者。 産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が他人に収集運搬・処分を委託した者。 特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が他人に収集運搬・処分を委託した者。
2 号	処理施設使用停止命令等違反	9 条の 2 15 条の 2 の 7	一般廃棄物処理施設の使用停止命令等に従わない者。 産業廃棄物処理施設の使用停止命令等に従わない者。
	改善命令違反	17 条の 2 (3 項) 19 条の 3	事業者、一般廃棄物収集運搬業者・処分業者、産業廃棄物収集運搬業者・処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者が改善命令に従わない者。
3 号	施設無許可譲受け・借受け	9 条の 5 (1 項) 15 条の 4	許可を受けず、一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者。 許可を受けず、産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者。
4 号	無許可輸入	15 条の 4 の 5 (1 項)	環境大臣の許可を受けず、国外廃棄物を輸入した者。
5 号	輸入許可条件違反	15 条の 4 の 5 (4 項)	産業廃棄物の輸入許可で付された生活環境保全上必要な条件に違反した者。
6 号	不法投棄・不法焼却目的の収集運搬	16 条 16 条の 2	不法投棄及び不法焼却を目的として廃棄物の収集又は運搬をした者。

法 27 条 2 年以下の懲役、若しくは 200 万円以下の罰金、又はこの併科

無確認輸出予備	10 条(1 項) 15 条の 4 の 7 (1 項)	一般廃棄物を環境大臣の確認を受けずに輸出する目的で、その予備をした者。 産業廃棄物を環境大臣の確認を受けずに輸出する目的で、その予備をした者。
---------	--------------------------------	--

法 27 条の 2 1 年以下の懲役、又は 100 万円以下の罰金

1 号	産業廃棄物管理票虚偽記載等	12 条の 3 (1 項) 15 条の 4 の 7 (2 項)	産業廃棄物管理票を交付しなかった者、又は必要事項の未記載若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者。
2 号	〃	12 条の 3 (3 項前段)	産業廃棄物管理票の写しを送付しなかった者等。
3 号	〃	12 条の 3 (3 項後段)	産業廃棄物管理票を回付しなかった者。
4 号	〃	12 条の 3 (4 項、5 項) 12 条の 5 (6 項)	産業廃棄物管理票の写しを送付しなかった者、又は必要事項の未記載若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者。
5 号	管理票保存義務違反	12 条の 3 (2 項、6 項、9 校、10 項)	産業廃棄物管理票の写しを保存しなかった者。
6 号	虚偽管理票交付	12 条の 4 (1 項)	産業廃棄物管理票に虚偽の記載をし、交付した者。
7 号	引受禁止違反	12 条の 4 (2 項)	産業廃棄物管理票の交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けた者。
8 号	虚偽管理票写し送付等	12 条の 4 (3 項、4 項)	受託した処理を終了せずに、産業廃棄物管理票の写しを送付又は報告した者。
9 号	管理票虚偽登録	12 条の 5 (1 項、2 項)	情報処理センターに虚偽の登録をした者。
10 号	〃	12 条の 5 (3 項、4 項)	情報処理センターに報告しなかった者、又は虚偽の報告をした者。
11 号	管理票に係る命令違反	12 条の 6 (3 項)	産業廃棄物管理票に係る命令に違反した者。

法 28 条 1 年以下の懲役、又は 50 万円以下の罰金

1 号	守秘義務違反	13 条の 7	情報処理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者で、情報処理業務に関し知り得た秘密を漏らした者。
2 号	土地形質変更計画の変更命令・措置命令違反	15 条の 19(4 項) 19 条の 11(1 項)	指定区域に定められた土地の形質の変更に係る命令及び措置命令に従わない者。

法 29 条 6ヶ月以下の懲役、又は 50 万円以下の罰金

1号	欠格要件該当時の届出義務違反	7条の2(4項) 14条の2(3項) 14条の5(3項)	一般廃棄物処理業者で欠格要件に該当するに至ったが、届け出なかった者。 産業廃棄物処理業者で欠格要件に該当するに至ったが、届け出なかった者。 特別管理産業廃棄物処理業者で欠格要件に該当するに至ったが、届け出なかった者。
		9条(6項) 15条の2の6(3項)	一般廃棄物処理施設設置業者で欠格要件に該当するに至ったが、届け出なかった者。 産業廃棄物処理施設設置業者で欠格要件に該当するに至ったが、届け出なかった者。
	非常災害時施設設置届出等義務違反	9条の3の3(1項) 9条の3の3(3項)	市町村から非常災害により生じた廃棄物処分の委託を受けた者で、廃棄物処理施設の設置に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者。 市町村から非常災害により生じた廃棄物処分の委託を受けた者で、廃棄物処理施設の変更に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者。
	保管届出義務違反	12条(3項) 12条の2(3項)	事前に届出をせずに、産業廃棄物を事業場外で保管した者。 事前に届出をせずに、特別管理産業廃棄物を事業場外で保管した者。
2号	施設使用前検査受検義務違反	8条の2(5項) 9条(2項) 15条の2(5項) 15条の2の6(2項)	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設に係る検査を受ける前に施設を使用した者。
3号	非常災害時施設設置届出計画変更等命令違反 改善命令違反 使用停止命令違反	9条3の3(3項)	市町村から非常災害により生じた廃棄物処分の委託を受けた者で、非常災害時施設設置届出に係る計画変更又は廃止命令に違反した者。 市町村から非常災害により生じた廃棄物処分の委託を受けた者で、非常災害時施設の改善命令又は使用停止命令に違反した者。
4号	処理困難通知等義務違反	14条(13項) 14条の4(13項)	(特別管理) 産業廃棄物処理業者であって、(特別管理) 産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となる恐れがあるとして環境省令で定める事由が生じたにもかかわらずその旨を通知せず、又は虚偽の通知をした者。
		14条の2(4項) 14条の5(4項)	(特別管理) 産業廃棄物処理業の事業の全部又は一部を廃止した者であって、(特別管理) 産業廃棄物の処理を終了していないものについて、事業の廃止をした旨の通知をせず、又は虚偽の通知をした者。
		14条の3の2(3項) 14条の6	(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可を取り消された者であって、(特別管理) 産業廃棄物の処理を終了していないものについて、処理を委託した者に許可を取り消された旨の通知をせず、又は虚偽の通知をした者。
5号	処理困難通知等保存義務違反	14条(14項) 14条の4(14項)	(特別管理) 産業廃棄物処理業者であって、処理困難通知の写しを保存しなかった者。
		14条の2(5項) 14条の5(5項)	(特別管理) 産業廃棄物処理業の事業の全部又は一部を廃止した者であって、事業の全部又は一部を廃止した旨の通知の写しを保存しなかった者。
		14条の3の2(4項) 14条の6	(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可を取り消された者であって、許可を取り消された旨の通知の写しを保存しなかった者。
6号	土地形質変更届出義務違反	15条の19(1項)	指定区域の土地の形質の変更にあたり、事前に届出をせず、又は虚偽の届出をした者。
7号	事故時応急措置命令違反	21条の2(2項)	政令で定められた廃棄物処理施設における事故について、都道府県等の応急措置命令に違反した者。

法 30 条 30 万円以下の罰金

1号	帳簿等備付け・記載・保存義務違反	7条(15項、16項) 12条(13項) 12条の2(14項) 14条(17項) 14条の4(18項)	事業者、廃棄物処理業者で帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿の保存をしなかった者。
2号	廃棄物処理業廃止変更届出義務違反	7条の2(3項) 14条の2(3項) 14条の5(3項)	廃棄物処理業者がその業務を廃止又は諸事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者。
	処理施設廃止等届出義務違反	9条(3項) 15条の2の6(3項)	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の廃止、休止、再開の届出をせず、又は虚偽の届出をした者。
	最終処分場埋立終了届出義務違反	9条(4項) 15条の2の6(3項)	一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場の埋立終了の届出をせず、又は虚偽の届出をした者。
	処理施設相続届出義務違反	9条の7(2項) 15条の4	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の相続の届出をせず、又は虚偽の届出をした者。
3号	定期検査拒否・妨害・忌避	8条の2の2(1項) 15条の2の2(1項)	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の定期検査に対して拒否・忌避・妨害をした者。

4号	維持管理事項記録義務違反・備付け義務違反	8条の4 9条の10(8項) 15条の2の4 15条の4の4(3項)	廃棄物処理施設の設置者が一般廃棄物処理施設、石綿含有一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、石綿含有産業廃棄物処理施設の維持管理に関する記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった者。
5号	産業廃棄物処理責任者設置義務違反	12条(8項)	産業廃棄物処理施設の設置者で産業廃棄物処理責任者を置かなかった者。
	特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	12条の2(8項)	事業者で特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかった者。
6号	有害使用済機器保管等届出義務違反	17条の2(1項)	有害使用済機器の保管等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者。
7号	報告拒否	17条の2(3項) 18条(1項、2項)	求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした者。
8号	立入検査拒否・妨害・忌避	17条の2(3項) 19条(1項、2項)	職員の立入検査に対して拒否・妨害・忌避した者。
9号	技術管理者設置義務違反	21条(1項)	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設に技術管理者を置かなかった者。

法31条 30万円以下の罰金

1号	無許可業務廃止	13条の6	情報処理センターが許可を受けず、業務の全部又は一部を休止し、又は廃止すること。
2号	帳簿等備付け・記載・保存義務違反	13条の8	情報処理センターが帳簿を備えず、記載、保存しないこと、若しくは虚偽の記載をすること。
3号	報告拒否	13条の9(1項) 15条の13(1項) 18条	情報処理センター、廃棄物処理センターが業務・資産状況を報告せず又は虚偽の報告をすること。
			情報処理センターが求められた報告をせず、又は虚偽の報告をすること。
4号	立入検査拒否・妨害・忌避	13条の9(1項) 15条の13(1項)	職員の立入検査に対して拒否・妨害・忌避すること。

法32条 法人・人に対する罰金

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、①法第25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号若しくは第15号又は第2項、②第25条第1項(①の場合を除く。)、第26条、第27条、第27条の2、第28条第2号、第29条又は第30条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して①は3億円以下の罰金刑、②は各条の罰金刑、その人に対しては、各本条の罰金刑を科する。

なお、第25条の違反行為につき法人または人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

法33条 20万円以下の過料

1号	保管届出義務違反	12条(4項) 12条の2(4項)	環境省令で定める場合において、事業場外で産業廃棄物の保管を行った者で、当該保管をした日から起算して14日以内に届出をせず、又は虚偽の届出をした者。
	土地形質変更届出義務違反 (指定される前に変更していたもの)	15条の19(2項)	指定区域が指定された際、既にその土地の形質の変更に着手している者で、その指定日から起算して14日以内に届出をせず、又は虚偽の届出をした者。
	土地形質変更届出義務違反 (非常災害のために変更したもの)	15条の19(3項)	指定区域内において、非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者で、その変更をした日から起算して14日以内に届出をせず、又は虚偽の届出をした者。
2号	減量計画提出義務違反	12条(9項) 12条の2(10項)	減量計画を提出せず、又は虚偽の記載をして提出した者。
3号	減量計画実施状況報告義務違反	12条(10項) 12条の2(11項)	減量計画の実施状況について報告をせず、又は虚偽の報告をした者。

法34条 10万円以下の過料

名称独占規定違反	20条の2(3項)	登録を受けず、登録廃棄物再生事業者という文字を名称中に用いた者。
----------	-----------	----------------------------------

2 行政処分（改善命令と措置命令）

(1) 改善命令（法第17条の2・第19条の3）

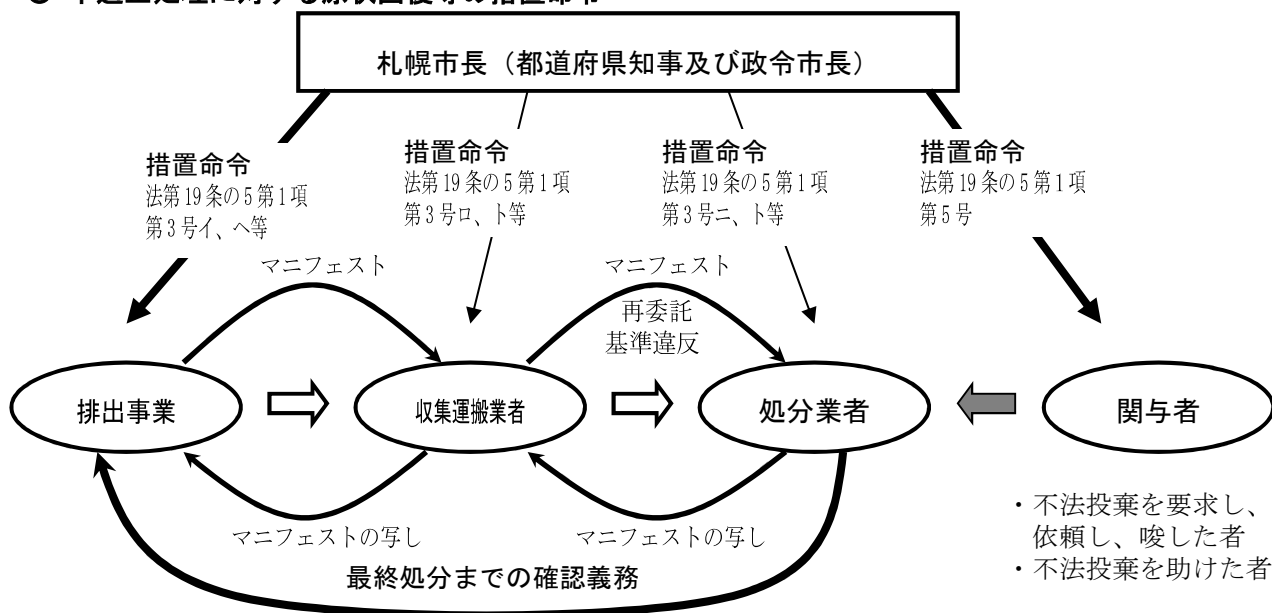
事業者等が処理基準・保管基準に適合しない廃棄物又は有害使用済機器の処理・保管を行った場合、札幌市長は、期限を定めて廃棄物の処理・保管方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(2) 措置命令（法第17条の2・第19条の4・第19条の4の2・第19条の5・第19条の6）

廃棄物又は有害使用済機器の処理基準若しくは産業廃棄物又は有害使用済機器の保管基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、札幌市長は、必要な限度において、①～⑥の者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- ① 当該保管、収集、運搬又は処分を行った者
- ② 委託基準に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われた場合、当該委託を行った者
- ③ 当該処分までの一連の処理の行程における管理票（マニフェスト）に係る違反行為があった場合、その者
- ④ ①②③の者が土木建築に関する工事の下請負人である場合、元請業者
- ⑤ ①～④の者に対し、当該収集、運搬又は処分若しくは②～④の違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆（そそのか）し、又はこれらの者が当該処分等を行うことを助けた者があるときは、その者
- ⑥ ①～⑤に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあり、次のいずれにも該当する場合は、排出事業者等
 - ア ①～⑤の者の資力その他の事情からみて、①～⑤の者のみによっては支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分ではないとき
 - イ 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときなど、排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき

○ 不適正処理に対する原状回復等の措置命令



新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理等に関する資料等（抜粋）

1 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理及び感染拡大への対応に関する通知等

(https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronatsuchi.html)

- 廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について
(令和 2 年 1 月 22 日付け環循適発第 2001225 号、環循規発第 2001223 号)
- 廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について
(令和 2 年 1 月 30 日付け環循適発第 20013010 号、環循規発第 20013027 号)
- 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）
(令和 2 年 3 月 4 日付け環循適発第 2003044 号、環循規発第 2003043 号)
- 緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について（通知）
(令和 2 年 4 月 7 日付け環循適発第 2004077 号、環循規発第 2004075 号)
- 新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について
(令和 2 年 4 月 17 日付け環循規発第 2004171 号)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について
(令和 2 年 5 月 1 日付け環循適発第 2005013 号、環循規発第 2005011 号)
- 「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」について
(令和 2 年 9 月 7 日付け環循適発第 2009074 号、環循規発第 2009072 号)
- 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に伴い排出される廃棄物の処理について
(令和 3 年 4 月 2 日付け環循適発第 2104021 号、環循規発第 2104021 号)

2 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策について取りまとめた資料

(https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html)

- 廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
(令和 3 年 6 月一部改定 環境省環境再生・資源循環局)
- 新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシ
 - ・新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方
 - ・新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方 ～家庭ごみを出すときに心がける 5 つのこと～
 - ・医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について
 - ・宿泊療養施設の廃棄物を取り扱うみなさまへ
 - ・ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ 収集運搬作業における新型コロナウイルス対策
 - ・避難所でのごみの捨て方について
 - ・ワクチン接種に伴い排出される廃棄物の処理の留意点

3 その他参考となる資料

- 廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する Q&A
(令和 3 年 6 月 3 日 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課・廃棄物規制課)
(https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/index.html)
- 廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン（第 3 版）
(令和 3 年 9 月 一般財団法人日本環境衛生センター、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター)
(<https://www.jesc.or.jp/library/tabid/373/Default.aspx>)